

瑞穂監第26号  
令和3年11月5日

瑞穂市長

森和之様

瑞穂市議会議長

広瀬武雄様

瑞穂市監査委員 杉原克巳

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「市民協働安全課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「市民協働安全課」における令和3年4月1日から令和3年9月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「補助金」について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、検査を行った。

市民協働安全課は、課長以下職員8名、会計年度任用職員4名で次の事務を行っている。

- (1) 自治会に関すること。
- (2) コミュニティセンターに関すること。
- (3) 地縁団体に関すること。
- (4) 消防、水防、防災及び防犯に関すること。
- (5) 防災行政無線に関すること。
- (6) 交通安全に関すること。
- (7) 市民協働に関すること。
- (8) NPOに関すること。
- (9) 国際交流に関すること。
- (10) 多文化共生に関すること。
- (11) 自衛官の募集事務に関すること。

#### 2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

令和3年10月15日（金）

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「補助金」等の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

なお、堀廉監査委員は病気療養のため、当該監査に関与しませんでした。

### 第2 監査の結果と意見

#### 1 財務について

市民協働安全課における財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和3年9月末現在

	予算額（円）	収入・執行済額（円）	比率（%）
歳入	115,490,000	6,221,216	5.4
歳出	1,231,364,000	523,945,590	42.6

## 2 補助金等について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見																
1	市民活動支援事業補助金について	<p>平成 31 年度に「本田校区 中学生のワールド・カフェ」事業へ瑞穂市補助金交付規則に基づいて、市民活動支援事業補助金として 22,183 円を交付したが、対象となる事業・目的・経費・補助率等を定めた交付要綱は、制定されていなかった。</p> <p>【各年度当初予算】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市民活動支援事業補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H31</td> <td>1,400,000 円</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1,400,000 円</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1,400,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【各年度執行済額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市民活動支援事業補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H31</td> <td>22,183 円</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>※0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年9月末現在</p>	年度	市民活動支援事業補助金	H31	1,400,000 円	R2	1,400,000 円	R3	1,400,000 円	年度	市民活動支援事業補助金	H31	22,183 円	R2	0 円	R3	※0 円	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、「個別の交付要綱を定めていないものは、補助目的を明確にするために要綱を必ず定め、実態に合わせ適宜改正する。」となっているが、市民活動支援事業補助金の交付要綱は制定されておらず指針に反している。</p> <p>補助目的等を明確にするために、指針に基づいて要綱を制定すべきである。</p>
年度	市民活動支援事業補助金																		
H31	1,400,000 円																		
R2	1,400,000 円																		
R3	1,400,000 円																		
年度	市民活動支援事業補助金																		
H31	22,183 円																		
R2	0 円																		
R3	※0 円																		
2	消防協会活動補助金について	<p>平成 31 年度消防協会活動補助金の事業実績報告書を確認したところ、食糧費 132,000 円（評議委員会弁当 80 食）が補助対象として補助金に含め交付されていた。</p>	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、補助対象として相応しくない支出について「交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、慰安的な旅行に要する経費など受益者負担で賄うべき経費は補助対象外経費とする。」となっているが、食糧費（飲食費）を消防協会活動補助金に含め交付されており、指針に反している。</p> <p>今後においては、指針に基づいて食糧費（飲食費）を補助対象外経費とすべきである。</p>																

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	瑞穂市自治会連合会補助金について	<p>令和2年度瑞穂市自治会連合会補助金の事業実績報告書を確認したところ、瑞穂市自治会連合会会計（以下「連合会会計」という。）から繰出金1,075,000円を瑞穂市自治会活動傷害給付事業会計（以下「給付事業会計」という。）へ支出していた。</p> <p>給付事業会計の令和3年3月31日現在の預金残額（繰越金）は、39,644,685円であった。</p>	<p>瑞穂市自治会活動傷害給付事業規約第7条で、「本事業の資金は、瑞穂市自治会連合会補助金により運営する。」と規定されているため、全て補助金で運営されていることになる。</p> <p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針では、「会計年度の独立の原則により、補助金を原資とした積立（繰越金）は認めない。」となっているが、給付事業会計の令和3年3月31日現在の預金残額（繰越金）は、39,644,685円となっているため、連合会会計から傷害給付事業への繰出金分の補助金廃止、傷害給付事業の積立（繰越金）返還、自治会活動保険加入への補助金交付等を検討していただきたい。</p>
4	自治会活動振興交付金について	<p>自治会活動振興交付金（以下「交付金」という。）に係る対象経費一覧表を確認したところ、親睦会（飲食）が対象経費として記載されていた。</p> <p>担当課によると、親睦会（飲食）を対象経費として認めている理由は、親睦を深めることを目的とし、参加者から一部負担金（会費）を徴収している場合に限り認めているとのことであった。</p>	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、補助対象として相応しくない支出について「交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、慰安的な旅行に要する経費など受益者負担で賄うべき経費は補助対象外経費とする。」となっている。</p> <p>自治会活動において、親睦会（飲食）はあらゆる場で不可欠であると考えられるが、交付金の財源が公金であることから、瑞穂市補助金等の交付に関する指針（補助金）に準じて親睦会（飲食）を交付金の対象外経費として検討していただきたい。</p>

### 3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
5	食糧費について	<p>自治会長懇親会等における食糧費（自治会活動事業費）が平成30年度：120,000円、平成31年度：148,906円支出されていた。また、市消防操法大会食事代、県消防操法大会慰労会食事代等における食糧費（非常備消防費）が平成30年度：1,225,355円、平成31年度：1,087,061円、</p>	<p>瑞穂市予算編成方針では、「食糧費は原則なし」と示されている。</p> <p>自治会長同士の親睦を深めるため等、団員の慰労等を目的として原則外で食糧費を支出しているが、原則外とする明確な食糧費の支出基準等は無く支出されているため、親睦、慰労等を原則外として支出することが適正であるか検討し、明確な支出基準を設ける等の適正な事務処理をして</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		<p>令和2年度：200,435円支出されていた。</p> <p>担当課によると、自治会長同士の親睦を深めるため等、団員の慰労等を目的として原則外で食糧費を支出しているが、明確な食糧費の支出基準は設けていないとのことであった。</p>	<p>いただきたい。</p>
6	損害賠償について	<p>令和2年度に瑞穂市牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉の屋外利用者による男子トイレガラス破損があり、それに伴うガラス修繕料（牛牧南部コミュニティセンター費）27,500円が支出されていたが、利用者への賠償請求はされていなかった。</p>	<p>瑞穂市コミュニティセンター条例第14条で、「利用者は、故意又は過失による施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認められるときは、この限りではない。」と規定されているため、利用者へのガラス破損に係る賠償請求、又は請求しない特別な理由があるとするならば決裁を作成し適正な事務処理すべきである。</p>
7	ホームページについて	<p>担当課のホームページにおいてリンク切れ、内容更新がされていないものがあった。</p>	<p>早急に修正するとともにホームページ更新、事務のチェック体制の見直しを図っていただきたい。</p>

以上